

令和8年第8回清瀬市農業委員会 議事録

令和8年8月25日午前9時00分から午前9時35分、清瀬市役所において、清瀬市農業委員会を開催した。

- | | | | | | |
|--------|---------|---------|---------|--------|--|
| 1 出席委員 | 会 長 | 第 5 番 | 小寺 正明 | | |
| | 会長職務代理 | 第 1 2 番 | 齊藤 正樹 | | |
| | 第 1 番 | 金子 充良 | 第 2 番 | 中村 正一 | |
| | 第 3 番 | 小糸 忠司 | 第 4 番 | 村野 剛 | |
| | 第 6 番 | 大熊 永聡 | 第 7 番 | 増田 道浩 | |
| | 第 8 番 | 坂間 博之 | 第 9 番 | 荒井 孝敏 | |
| | 第 1 0 番 | 中野 正明 | 第 1 1 番 | 村山 昇 | |
| | 第 1 3 番 | 森田 英明 | 第 1 4 番 | 関口 美智子 | |

2 議長 小寺 正明(会長)

3 書記 遠田真史・吉富貴晶・保原樹

4 付議事項

- (1) 相続税納税猶予制度に関する「適格者証明願」について
- (2) 相続税納税猶予制度に基づく「引き続き農業経営を行っている旨の証明願」について
- (3) 農地法第3条の規定による許可申請について
- (4) 農地法の届出について〔5条関係〕
- (5) その他

議 長 皆さん定刻となりましたので、令和8年第8回清瀬市農業委員会を始めさせていただきたいと思います。
本日は、委員14名中14名の出席となっております。会議規則第6条の規定により過半数を満たしておりますので、本日の総会は成立いたします。会議を開催するにあたり議事録署名委員を指名させていただきます。
第3番の小糸忠司委員、第4番の村野剛委員となっております。よろしく願いをいたします。

議 長 議案第 1 号 相続税納税猶予制度に関する「適格者証明願」についてを議題とさせていただきます。事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 はい。こちらは農地を相続した場合、農業経営の支援をするため、税務署で相続税納税猶予制度を申し込む際に必要となる証明書です。申請は 2 件です。申請者の住所氏名等は省略させていただきます。7 月 6 日から 8 月 1 0 日までの受付分となっております。

[事務局から説明]

議 長 1 件目の報告を現地調査に行った中村委員、森田委員よりお願いいたします。はじめに、中村委員、お願いします。

中村委員 8 月 2 1 日に竹丘地区担当の森田委員、事務局の保原さん、私中村とで現地調査を行いました。申請者とその後継者と現地にて面談することができました。申請者は東久留米市にお住まいで、申請地は 2 か所にわかれており、どちらも畑も綺麗に管理されており、模範となる農地でありました。現在は、ニンジン、ダイコン、ハクサイ、ネギ、ホウレンソウなどが作付けされており、学校給食、スーパー、直売所に出荷されており、申請者と配偶者、後継者の 3 人で耕作されております。非常に熱心に営農されており、今後も申請者と後継者が中心となって営農を継続されるとのことで、適格者として問題ないと思われま

議 長 続きまして、森田委員からもお願いします。

森田委員 森田委員、事務局と申請者の農地を確認して参りました。状況については中村委員が仰ったとおりでございます。

議 長 2 件目の報告を現地調査に行った中村委員よりお願いします。

中村委員 8 月 2 1 日に担当委員の私、中村と事務局の保原さんと現地調査を行いました。当日は申請者本人とも面談でき、営農は申請者と後継者の 2 人で行っているとのことでした。申請者は植木組合に所属しており、自宅周囲の農地では植木が植えられておりました。そのほかにキウイ、ブルーベリーも生産されており、直売で販売されているとのことでした。申請地は広いですが、きれ

いに管理されております。今後も後継者と２人で営農されていくとのことで適格者として問題ないと思われます。

議 長 ただいま担当委員より説明がございました。各委員何か質問はありますでしょうか。

委 員 [異議なし]

議 長 どちらも熱心に営農されている方ですので、問題ないかと思えます。それでは、承認させていただきます。

議 長 議案第2号 相続税納税猶予制度に基づく「引き続き農業経営を行っている旨の証明願」についてを議題とさせていただきます。事務局より、議案の説明をお願いしたいと思います。

事務局 はい。こちらは相続税納税猶予制度を適用された方が、3年ごとの報告を税務署に行う際に必要な書類になっております。申請は2件です。申請者の住所氏名等は省略させていただきます。7月6日から8月10日までの受付分となっております。

[事務局から説明]

議 長 只今、事務局で朗読説明ございました。担当地区の委員さんが現地を確認しておりますので、報告をお願いします。

1件目、2件目を村山委員よりお願いいたします。

村山委員 7月28日に事務局の山下さんと現地調査を行いました。まず、1件目ですが対象農地は5か所あります。1か所目は自宅南側であり、ニンジン、ピーマン、スイカが作付けされていまして。2か所目は新小金井街道の南側にありエダマメが作付けされていまして。3か所目は清瀬第十小学校の南側にあり、ナス、スイカ、インゲン、サツマイモが作付けされていまして。4か所目はひまわり通りの南側で、半分がネギ、もう半分はオクラ、モロヘイヤが作付けされていまして。5か所目は同じくひまわり通り南側で、40mの3間ハウスが4棟あり、2棟がピーマン、残りはトマトとミニトマトが1棟ずつ作付けされておりました。その西側には22mの4間ハウスが1棟あり、土壌消毒後にトマトを作付けする予定とのことです。どの農地もきれいに管理されており問題ないと思われま。

続けて、2件目。同じく7月28日に事務局の山下さんと現地調査を行いました。対象農地は自宅北側の約15aの農地です。ピーマン、ネギ、トマト、ナスが作付けされており、またジャガイモが栽培された形跡がありました。問題ないと思います。

議 長 只今担当委員より説明がございました。各委員何か質問はありますでしょうか。

委 員 [異議なし]

議 長 1件目は熱心な生産者として知られている方で、申し分ないと

思います。2件目の方は存じ上げないのですが、畑の管理はどうでしたか。

村山委員 ピーマン、ネギ、トマト、ナスを栽培しており、そのほかの部分もきれいに管理はされております。

議 長 ありがとうございます。問題ないでしょうか。それでは承認させていただきます。

- 議 長 議案第 3 号、「農地法第 3 条の規定による許可申請」についてを議題とさせていただきます。それでは事務局より、3 条の許可申請の議案の説明をお願いしたいと思います。
- 事務局 はい、それでは農地法第 3 条の規定による農地の権利移動に関する許可申請について説明いたします。申請は 2 件です。申請者の住所氏名等は省略させていただきます。7 月 6 日から 8 月 10 日までの受付分となっております。
- [事務局から説明]
- 議 長 現地調査に行った村山委員と村野委員より報告をお願いします。はじめに村山委員、お願いします。
- 村山委員 1 件目の譲受人と 2 件目の譲渡人、2 件目の譲渡人と 1 件目の譲受人は同じ方ですので、1 件目と 2 件目を合わせて報告します。8 月 20 日に上清戸地区担当の村野委員と、事務局の吉富さん、譲渡人と譲受人、J A の担当者 2 名の立ち合いの下、現地調査を行いました。譲渡人、譲受人ともに篤農家として知られており、農地はしっかりと管理されております。よって、所有権移転について問題ないと思います。
- 議 長 続きまして、村野委員からもお願いします。
- 村野委員 8 月 20 日に現地調査を実施しました。村山委員の報告の補足になりますが、譲渡人、譲受人ともに地区内で意欲ある農家として知られております。双方の農地の移転により効率的な営農を目指されるとのことですので、営農計画に問題ありません。また、これまでの営農実績からも要件を満たしていると思います。
- 議 長 各委員何か質問はございますか。
- 森田委員 1 件目と 2 件目は農地の交換ということで良いのでしょうか。
- 議 長 営農しやすいよう、近接する同程度の面積の農地で交換されたものと思います。みなさん、ほかにご意見ございますか。
- 委 員 [異議なし]
- 議 長 それでは承認させていただきます。

議 長 議案第4号、農地法に基づく届出「5条関係」についてを議題とさせていただきます。農地法第5条の専決処理報告を事務局より、お願いします。

事務局 はい、それでは農地法第5条第1項第6号の規定による権利移動を伴う農地転用の届出、専決処理報告をさせていただきます。届出は2件です。届出者の住所氏名等は省略させていただきます。7月6日から8月10日までの受付分となっております。

[事務局から説明]

議 長 只今事務局より説明がございました。質問等はございますか。

森田委員 所有権移転ですが、宅地開発の場合は例えば所有者Aから不動産事業者Bに所有権が移り、そこからBとCで売買するということになるかと思います。地目変更をしていない場合、2回目の権利移動の際は、もう一度届出を受けて対応しているのか、それとも何かしらの証明で対応しているのか、どちらでしょうか。

議 長 事務局から説明をお願いします。

事務局 基本的には5条の届出に対する受理通知書で地目変更と所有権移転の手続きをするようご案内しております。

森田委員 2回目の権利移動の時も受理通知書を発行しているのですか。

事務局 原則は、5条の届出後に譲受人が地目変更登記を行うものと考えられますので、それ以降については農地以外の土地の所有権移転として扱われるものと認識しています。

森田委員 1回目の所有権移転の際に、譲受人が地目変更登記まで行っていると考えてよいのですね。

事務局 そのように思われます。

議 長 1件目と2件目は住宅地の中の小さな畑ですが、これは元々何か建っていた場所なののでしょうか。

事務局 1件目については、建物はなく現況は農地です。2件目は、現況はすでに宅地になっており、登記の義務化等の事情により届出

をされたものと思われます。

議 長 ありがとうございます。ほかに何か質問等ありますでしょうか。

委 員 [疑義なし]

議 長 以上、5 条の報告でした。

議 長 議案第4号、その他を議題とさせていただきます。(1)耕作証明について事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、耕作証明は他市町村への農地法第3条申請等に使用されるもので、市内の農地を耕作する者およびその世帯の耕作面積を農業委員会が証明するものです。申請は1件です。申請者の住所氏名等は省略させていただきます。内容は議案書のとおりです。

議 長 この申請者について、法人ですが、どのような法人なのかご存じない委員もおりますので、事務局から補足説明をお願いします。

事務局 令和6年1月に都市農地貸借法に基づく事業計画が認定された合同会社です。社会福祉法人の関連法人であり、障害者の就労や交流の場所として営農しており、ブルーベリー、露地野菜、メロンの栽培に取り組んでおられます。

議 長 わかりました。ありがとうございます。

議 長 (2) 会議の報告について

① 北多摩地区農業委員会連合会臨時総会

令和8年8月3日(月)午後2時より武蔵野市役所で行われました。参加者は私と事務局です。事務局長から報告をお願いします。

事務局長 [総会の要旨を報告]

議 長 事務局長から説明があったとおりですが、北多摩地区17市が3ブロックに分かれており、この3ブロックの代表から理事を選ぶという構成になっています。続けます。

② 清瀬市農業まつり実行委員会

令和8年8月12日(木)午後2時よりコミュニティプラザひまわりで行われました。参加者は農業委員と事務局です。これは皆様にもご参加いただいておりますので、内容は省略させていただきます。

③ 東京都農業会議臨時総会

令和8年8月17日(月)午後2時より主婦会館プラザエフ7階カトレアで行われました。参加者は事務局です。本来は私が出席すべきものですが、私用により欠席となったため事務局

長から報告をお願いします。

事務局長 [総会の要旨を報告]

議 長 ④新任農業委員会研修会
令和8年8月19日（水）午後1時30分より清瀬市役所で行
われました。参加者は農業委員と事務局です。
以上が会議の報告でございます。

続けて、（3）会議の日程について

① 第9回清瀬市農業委員会
令和8年9月29日（火）午前9時より清瀬市役所で行われま
す。参加者は農業委員と事務局です。この日は農地利用状況調
査もあわせて行う予定です。以上が会議の日程でございます。

全体を通して質問等はございますか。

事務局 事務局はありません。

議 長 特にないようですので、終了したいと思います。

職務代理 慎重審議ありがとうございます。以上をもちまして、第8回清瀬市
農業委員会を閉会致します。お疲れ様でした。